

日行連発第1798号
令和3年3月22日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策について（周知）

国土交通省より、自動車の所有者に課される自動車税及び軽自動車税の賦課期日が4月1日であるため、廃車等の手続き（抹消登録等）を3月末までに終了させるよう申請が年度末に集中し、不特定多数の申請者が全国の運輸支局等及び軽自動車検査協会の窓口を訪れる傾向があることについて、極力3月中の来庁を避けるよう報道発表がありましたので、お知らせいたします。軽自動車検査協会においても同様の発表がなされております。

なお、昨年度引き続き、「3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、15日以内に所定の手続きがなされたものであれば、当該手続き及び税申告が令和3年4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行っていただきたい」旨、総務省から地方自治体へ通知されております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

- ・自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策について
～新型コロナウイルス感染拡大防止～（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000120.html

- ・自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策
～新型コロナウイルス感染拡大防止～（軽自動車検査協会）

https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2020/notice_20210316_011821.html

以上